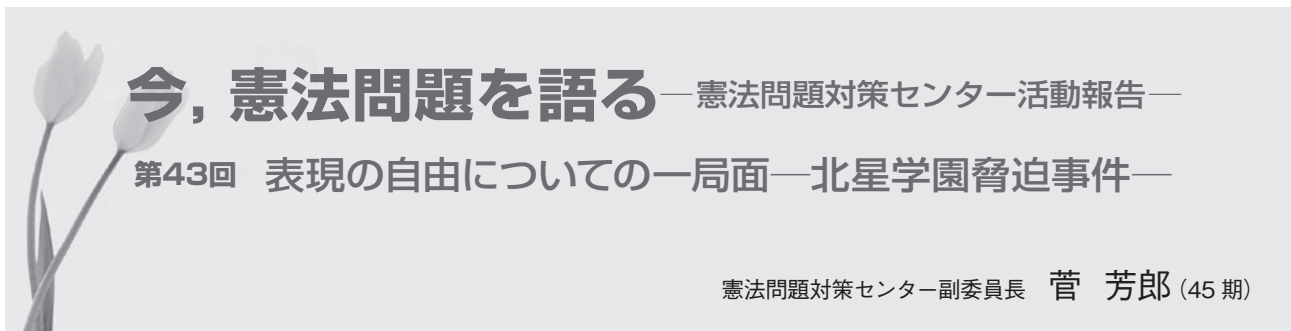




今、憲法問題を語る—憲法問題対策センター活動報告—

第43回 表現の自由についての一局面—北星学園脅迫事件—

憲法問題対策センター副委員長 菅 芳郎 (45 期)

1 事件の概要

事件は、朝日新聞が、1991年8月に済州島におけるいわゆる「慰安婦狩り」に関する故吉田清治氏の体験談について、これを疑うことなく記事にしたことについて、2014年9月にこの記事が裏付け取材なしに記事にしたものであり、その後の調査で「誤報」であったことが判明したと認めたことに端を発する。

その記事を書いた元記者が教員として在職する札幌市厚別区所在の北星学園大学に対し、2014年3月以降、同教員が朝日新聞の記者時代に書いた従軍慰安婦に関する記事を理由に、同教員を解雇ないし退職させることを要求する電話やファックスが繰り返され、特に同年5月及び7月には、要求に応じないと学生に危害を加える旨の脅迫文書が届くなどの事態に至った。さらに、インターネット上には、同教員の家族に関する情報が、実名や顔写真入りで掲載され、脅迫的文言が書き加えられた（以上、同大学ホームページによる）。

2 憲法上の問題と弁護士会の対応

同大学に対するこのような行為が刑法上の犯罪にあたるものであることはもちろんであるが、それらが大学の所属学生の生命・身体に対する危害を予告しつつ大学の所属教員の解雇等を迫る点において、大学の自治に対する侵害でもある。同時に、それが、民主主義の根幹をなす、表現の自由に対する強い攻撃である点において、憲法上重大な問題を含んでいる。さらに、インターネット上における、元記者の家族のプライバシーに対する侵害行為は、それが当該個人自身だけでなくその家族をも巻き込んだ違法行為である点で、悪質性がきわめて強い。

当会は、札幌弁護士会に続いて、本件に関する会長声明を2014年10月23日付で発表して、表現の自由及び大学の自治の重要性を訴えている。

3 表現の自由をめぐる新たな問題

近時、いわゆる「ヘイトスピーチ」などのような、

他人の権利自由を害する表現行為が「表現の自由」の名のもとに保護されるべきか、という表現の自由の保障の範囲に関する問題が取りざたされているが、このような表現行為自体を表現の自由のもとで保護しないことを明示する国もある点で、我が国においても新たな問題として議論となっているところである。

たしかに、表現の自由は、それが民主政を支える不可欠な自由である点で、その制限については慎重でなければならない。しかし、本件の各行為は他人の生命身体の自由やプライバシーの権利を侵害し、大学の自治を侵害する単なる犯罪行為であり、そもそも表現の自由の保障のもとにあるとは言い難いものである。

すなわち、仮に不正確な報道やその是正に不適切な問題があったとしても、その是正は、いわゆる自由市場における健全かつ適正な批判や報道機関の自主的検証や訂正に委ねるべきであり、犯罪的な違法な手段によることは許されるものではない。むしろこのような行為は、単なる違法な行為であるにとどまらず、自由市場における是正作用に委ねることなく、脅迫によって表現の自由を攻撃するものである点において、自由市場における健全な競争ルールを無視するものであり、表現行為を萎縮させるだけでなく、表現の自由の存立基盤自体を損なう行為であって、これを放置してその蔓延を許すことは健全な情報流通を阻害し、民主主義の抑圧につながるものというべきである。

4 根底にある固有の問題

なお、本件については、この誤報訂正は、いわゆる「吉田証言」及び済州島における「慰安婦狩り」の事実の有無をめぐる問題にとどまり、このことが、かつて日本軍による従軍慰安婦に関する組織的強制が一切なかったことを示すものではないことはもちろんのこと、いわゆる「歴史問題」を含めて、さらなる検証と、冷静な対応が必要であり、果たすべき責任については適切に受け止めて行くべきであることは言うまでもないことである。